

送 付 書

平成21年8月13日

大阪地方裁判所 第11民事部合H係 御中
弁護士 辻 公雄 先生 (06-6945-0691)

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル6階

滝井・仲田法律事務所 e-mail : GZU00323@nifty.ne.jp

TEL06(6364)9521 FAX06(6364)3712

弁護士 太 田 健 義

e-mail : ota-take@nifty.com

いつもお世話になっております。下記の事件につき、陳述書を送付させていただきます。
宜しくご査収下さいますようお願い申し上げます。

記

平成19年(ワ)第1904号・4279号 ボランティア基金返還等請求事件

原告 鎌田まりみ 外35名

被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

被告陳述書3枚

ただし、お盆の関係で、署名押印が出来ておりません。正式なものは、8月17日に提出させていただきます。

以上

陳述書

大阪地方裁判所 第11民事部合H係 御中

林 俊彦

記

1 私は、現在も犬のボランティア活動をしていますが、その経緯についてまずお話しさせていただきます。

もともと、犬のボランティア活動をしていたのは私の妻で、私は妻の活動を手伝う程度でした。しかし、私もボランティア活動に深く関わるうちに、妻よりも私の方が活動の前面に立つようになりました。とはいっても、もともとは妻が行っていた活動ですから、犬に関する知識は、私よりも妻の方が詳しいのが実情です。

2 私と妻は、預かり手のいない犬を一時的に保護して、その間にその犬を引き取ってくれる家庭を探すという活動を主に行っていました。繁殖場が崩壊したような場合に、そこの犬達を一時的に引き取って、新たな飼い主を探すのです。規模が大きくなっても、行っている活動の根本は以前から同じです。

ただ、私が活動を始めた平成15年頃は、今のようなボランティアの方もいなかったもので、ほとんど私と妻との二人だけの活動でした。とはいっても、私たち以外にも同じような犬のボランティア活動をしている人たちとのつながりがあったため、相互に連絡を取りながら、お互いに引き取り手のいない犬を保護したり、引き取り手が見つかるまでの一時預かりの家庭を確保したり、最終的な引き取り家庭の情報を交換するなどしたりして、ある程度まとまった活動をしていました。

3 広島ドッグパークの件について述べます。この件では、朝日放送の「ムーブ」

だけが私たちをバッシングするような偏向報道を行いました。他のマスコミは、私たちの活動に非常に好意的でした。しかし、今のネット社会では、いわゆる「炎上」という状況がすぐに起こるように、私たちの活動についても、あることないことがネット上で書き込まれ、まさにバッシングの嵐でした。

もともと、私たちは目の前にいる犬を助けることだけを念頭に置いていましたし、平成18年10月以降は、ほとんど広島の実地で活動していたため、いわれのないバッシングは無視していました。ボランティアで集まったお金を私たちが不正に流用しているかのような報道が「ムーブ」でなされ、本件でもそのような主張がなされていますが、お金についてはやましいところは一切ありません。全て通帳などで管理しており、それらは全て裁判所に提出したとおりです。

本件の原告らは、ボランティアでありながら日当を請求したり、物資代金の返還を求めたりと、明らかな不正請求です。また、原告の中には寄付金返還した方からも二重に請求がなされています。支援物資のストーブも中古品でしたが新品価格以上の請求等もあり返還請求の意図が間違っていると思います。

- 4 広島ドッグパークで活動している間は、ほとんど他の活動は出来ませんでした。とにかく、500頭を超える犬の世話だけでも大変でした。そのため、寄付していただいた募金や物資などは、逐一帳面等に記録することは出来ませんでした。とはいっても、ネット銀行や郵便局への振込は、すべて記録が残るため、どなたから寄付していただいたかは分かるようになっています。もちろん、現金書留や物資と一緒に寄付をしていただいた方の名前等までは記録できていませんが、だからといって、それらのお金が不正に使われるようなことはありませんでした。

現地事務所では、毎日、来てくださるボランティアさん10数名を現地事務所にて事務作業をして頂き、飼育管理、経理事務などをお任せしておりましたので、たくさんの方が奉仕活動に参加する中、また注視する中、不正など有り得ません。当時の事務方スタッフさんに確認していただければ判ることです。

- 5 最終的に1億円を超える寄付をしていただきましたが、当初の数字が間違っ

いたことは事実です。これは、シェルターに募金していただいたと判断した寄付については、除外していたからです。

そのため、最終的には、税理士の方をお願いして、全て集計してもらっています。ですので、寄付していただいた募金の人出金状況については、すでに裁判所に提出した書類を見ていただければ分かりますし、銀行間での金銭の移動状況も準備書面で説明したとおりです。

6 もともと、犬を保護するためのシェルターを造ることが、より多くの犬を助けることができることから、ホームページではシェルター募金をお願いしていました。ですので、今回寄付していただいた募金は、シェルターに充てさせていただきました。おかげで、今は、滋賀の方で大きなシェルター（保護犬収容施設）ができ、その後通算1000頭以上の保護犬を里親様の元へと送り出しています。現在は100頭程度の犬を保護しています。

7 お金に関して不透明な所などないことは、これまで提出した帳簿類や、裁判所に対する調査嘱託などで明らかになっていると思います。

当時から現在に至るまで、一貫して保護犬の救済活動を継続してきておりますが、一部のいわれのない誹謗中傷にも負けず、不幸な環境下にいる人たちを1頭でも多く救うために、たくさんの支援者様や仲間たちと一緒に寝食忘れて奉仕活動を行っております。

ですので、一刻も早くこの裁判を終わらせて、犬の保護に専念したいと考えています。

以上

2009年8月17日